民主党「消えた年金記録被害者救済案」の概要

調査の実施（第３条関係）
社会保険庁

①社会保険庁の納付記録の管理状況の実態
②社会保険庁がコンピュータで保有する記録と社保庁及び自治体が保有する台帳・マイクロフィルム等のデータの突合
③「宙に浮いた年金記録」5000 万件の全件調査
④過去３回実施された「国民年金特例納付」に関して、当時の管理体制・納付資料の精査
⑤不正な納付記録の基づいて生じた給付不足の状況

調査状況、
結果の情報公開

報告書の作成（第６条関係）厚生労働大臣

報告書の公表、
国会報告

記録の訂正及び救済策の実施（第８条関係）
社会保険庁

【記録の訂正】
①修正されたコンピュータデータの納付記録を被加入者・受給者約１億人に送付、本人に納付記録をチェックして貰う
②5000 万件全数調査に基づき、「宙に浮いた記録」の真の納付者と推定される方に対して、当該記録を工夫して示し、確認を行い、基礎年金番号への統合を進める
③調査の上でなお納付記録が確認できない場合は、当該被保険者・受給者の申し出を調査し、蓋然性が高いと認められ、かつ社保庁が納付していない事実を証明できない場合を除き、記録を訂正（立証責任は社保庁に！）

【救済策の実施】
④訂正された記録に基づく年金の給付
⇒必要であれば、**時効適用除外の法律制定**

記録の訂正状況、救済策の実施状況の公開
記録が回復された方の事例、件数、原因を全て公開

年金個人情報関係調査監視委員会
（外部有識者による第三者機関）
第９条から第１９条

○委員は５人。国会同意人事
○厚生労働省ＯＢは委員になれない
○委員会は全て公開

調査方法に対する意見
調査状況の監視等

報告書に対する意見等

記録訂正に関する意見
記録訂正状況の監視
救済策に対する意見
救済策の実施状況に対する監視等

○与党の「救済策」は全体のわずかこの部分のみ。しかも厚労相自身が時効の適用ができない事例に言及しており、法律が必要かどうかも曖昧
○「時効適用除外」には「記録の訂正」が必要
○これまでの事例では、「記録の訂正」に至った人が８４人に対して、記録の訂正が認められない人は約２万人
○与党案は「消えた年金」被害者の救済にならない。救済されるのは、言い訳を手に入れた「与党」「安倍内閣」だけ